

東京出入国在留管理局選考採用
(出入国在留管理行政に関する業務、係員級)

1 職務内容

東京出入国在留管理局の所掌事務のうち、以下の業務を担当する常勤の係員級職員（任期の定めなし）として採用します。採用後は、行政職については国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として、公安職については国家公務員入国警備官採用試験合格者相当としてそれぞれ任用されます。

（主な担当業務）

○行政職

我が国を訪れる外国人の出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留管理、出入国管理及び難民認定法違反者に対する違反審査及び難民等の認定に係る調査、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境の整備などの業務

○公安職

不法入国や不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の疑いのある外国人に対する違反調査、收容令書又は退去強制令書が発付された被收容者の処遇及び收容施設の警備、退去強制令書が発付された者の護送及び送還に関する業務

2 求める人材

○相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる者

○積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり、社会人としての基本的なマナーを身に付けている者

3 応募資格

○学歴

高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること

○職歴条件

過去に一般職の国家公務員（試験や選考により採用された場合を指し、臨時的任用は除く）として6か月を超える勤務経験がある者

○必要な経験

一般的なパソコン操作（Word・Excel等）が可能であること

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

4 採用予定人数

- 行政職：3人程度
- 公安職：3人程度

5 採用予定時期

原則として、令和7年10月1日

（採用予定者の事情に配慮しますので、御相談ください。）

6 勤務地

採用当初は以下のいずれかの官署で勤務していただきますが、その後、全国の地方出入国在留管理局や入国管理センター等に異動することがあります。

- 東京出入国在留管理局本局
東京都港区港南5-5-30
- 東京出入国在留管理局四谷分庁舎
東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階・14階
- 東京出入国在留管理局成田空港支局
千葉県成田市古込字古込1-1
- 東京出入国在留管理局羽田空港支局
東京都大田区羽田空港2-6-4
- 東京出入国在留管理局横浜支局
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

7 給与

- (1) 採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号、以下「給与法」という。）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

なお、この選考により採用された場合の給与等級は行政職・公安職ともに1級であり、採用後の勤務成績に応じて昇格（給与等級が上がること）及び昇給（年1回）等があります。

- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、給与法等に基づき支給されます。

- ・地域手当（東京出入国在留管理局本局勤務の場合は20／100）
- ・扶養手当（子月額11,500円等）
- ・住居手当（月額最大28,000円）
- ・通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高150,000円）等）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の約4.6月分）

<モデル給与例>

国家公務員に採用後5年程度の経験年数を有する職員の俸給額

○行政職：基本給（月額）約22.5万円（俸給＋地域手当）

○公安職：基本給（月額）約26.1万円（俸給＋地域手当）

8 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。

空港や収容場等で勤務する場合、夜間を含む交替制勤務に従事していただくことがあります。その場合の就業時間は、9時00分から翌9時00分（勤務時間は原則15時間30分）のようになります。

- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（10月1日採用の場合、5日付与され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考日程、選考方法及び試験地

- (1) 一次選考：経歴評定、論文試験
応募時に提出いただいた履歴書、論文により選考します。
一次選考合格発表日：令和7年8月14日（木）
※一次選考不合格者に対しては、書面等でその旨連絡の上、履歴書及び職務経歴書を返却いたします
- (2) 二次選考：人物試験
令和7年8月中旬に実施します（試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。）。二次選考は、東京出入国在留管理局本局（東京都港区港南5-5-30）で行います。
- (3) 最終合格発表日：令和7年8月25日（月）
二次選考の受験者全員へ書面等により結果を連絡します。

10 応募方法

- (1) 受付期間：令和7年8月1日（金）から同年8月7日（木）まで
- (2) 提出書類
 - ①履歴書、②論文（テーマ「あなたが東京出入国在留管理局の職員として取り組みたいこと」について1,000文字以内で記載（様式任意））
- (3) 提出先：以下に郵送してください。
〒108-8255
東京都港区港南5-5-30
東京出入国在留管理局職員課人事第二係宛て
※ 封筒の表面に『選考採用（係員級）応募書類在中』と朱書きしてください。
※ 8月7日（木）必着

【お問合せ先】

東京出入国在留管理局職員課人事第二係

担当：水越、中川、松山

住所：〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

電話：0570-034259